

## 生活交通確保維持改善計画 (地域内フィーダー系統確保維持計画を含む)

令和 4 年 5 月 2 5 日

(名称) 日向市

生活交通確保維持改善計画の名称
日向市地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>日向市管内を運行する路線バスは、イオンタウン日向を起点として、本市と近隣市町村間を結ぶ運行が行われている。</p> <p>また、鉄道においては、日豊本線が海岸部を南北に走り、南北の市町村間を結んでいる。</p> <p>本市では、これらの地域間幹線を補完するために、市街地において「ぷらっとバス」、市街地と南部地域を連絡する「南部ぷらっとバス」、南部地域（平岩地区、美々津地区）において「乗合バスなんぶ」、東郷地域において「乗合バスとうごう」、細島地区において「乗合タクシーほそしま」を運行しており、車を運転できない高齢者をはじめ、市民の日常生活に必要不可欠な移動手段としての役割を果たしている。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
・別紙 1 参照。
(2) 事業の効果
<p>コミュニティバスを運行することにより、路線バス、JR九州等の地域間幹線系統との連携が図られた地域の実情に即した効率的な運行体系の構築が可能となり、市民の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保されるとともに、買い物弱者対策、外出促進及び地域活性化にもつながる。</p>
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<ul style="list-style-type: none"> <li>・お徳な割引制度の普及活動の推進や免許返納時の優遇制度等に関する広報など、公共交通の利用特典等に関する普及活動の推進を行う（日向市）。</li> <li>・「住民自ら乗って守る」などの意識の醸成を図るため、地域住民等と連携したモビリティマネジメントの推進を行う（日向市）。</li> <li>・百歳体操等の高齢者が集まる場で広報することによる利用促進を行う（日向市）。</li> <li>・消毒液の設置や感染症予防啓発に関する掲示等、継続的な感染症対策を行い、安心して利用できる環境を維持する（日向市）。</li> </ul>

#### 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付。

##### 1) 予定している時刻・運行予定期間

###### ①ぷらっとバス

- ・運行路線：日向市駅を中心に東、西、南、北ごとに2路線ずつの計8路線  
平日は各路線を1日に5便、計40便を2台で運行  
日祝は各路線を1日に3便、計24便を2台で運行  
    (平日) 青バス(南1・2、東1・2) 7:00～19:25  
          緑バス(西1・2、北1・2) 7:00～19:30  
    (日祝) 青バス(南1・2、東1・2) 9:33～17:41  
          緑バス(西1・2、北1・2) 9:33～17:38
- ・運休日：年末年始(12月30日～1月3日)

###### ②南部ぷらっとバス

- ・運行路線：日向市駅と美々津地区を結ぶ1路線  
平日は1日7便運行  
日祝は1日4便運行  
    (平日) 美々津日向市駅線 6:45～18:34  
    (日祝) 美々津日向市駅線 9:30～17:43
- ・運休日：年末年始(12月30日～1月3日)

###### ③乗合バスとうごう

- ・運行路線：東郷地域(寺迫除く)に5路線を設定  
各地域と東郷病院、道の駅とうごう等を結ぶ路線を1日8便運行  
    田野羽坂線 月曜日(6:05～13:15)、水曜日(13:45～18:05)  
    仲深坪谷越表線 火曜日(5:45～13:35)、木曜日(13:15～18:25)  
    福瀬小野田線 水曜日(5:35～13:40)、金曜日(13:28～18:30)  
    仲深坪谷線 木曜日(6:05～13:15)、月曜日(13:15～18:05)  
    鶴野内迫野内八重原線 金曜日(5:51～13:28)、火曜日(13:35～18:18)
- ・運休日：土曜・日曜・祝日・年末年始(12月30日～1月3日)

###### ④乗合バスなんぶ

- ・運行路線：平岩、美々津地域に3路線を設定  
各地域とサンパーク温泉、三股病院等を結ぶ路線を1日8便運行  
    火曜日 寺迫庭田線 6:55～18:15  
    水曜日 飯谷田の原線 7:05～18:15  
    木曜日 鵜毛朮木線 7:55～17:15
- ・運休日：月曜・金曜・土曜・日曜・祝日・年末年始(12月30日～1月3日)

##### 2) 運行事業者決定の経緯

令和3年4月1日から令和6年3月31日までの運行委託者について令和2年12月に公募型プロポーザルを実施し、「ぷらっとバス及び乗合バスとうごう」、「南部ぷらっとバス及び乗合バスなんぶ」についてそれぞれ市内の1業者から応募があった。

プロポーザル審査会において、安全、価格、管理、経営等から総合的な選考を行い、引き続き「ぷらっとバス及び乗合バスとうごう」については日向交通協同組合、「南部ぷらっとバス及び乗合バスなんぶ」については宮交タクシー(株)を運行委託者に決定した。

##### 3) 地域内フィーダー系統の補足資料

(既存交通や地域間交通との関係や整合性を図っている旨の説明等)

本市では、平成 14 年度より既存の公共交通機関である路線バスや JR 九州の補完交通機関として、コミュニティバスの運行を開始している。

ぷらっとバス、南部ぷらっとバスは、日向市駅東口を発着場とする路線形態をとり、JR 九州や路線バスとの連携を図っている。「乗合バスとうごう」「乗合バスなんぶ」についても同じく駅、道の駅にて主要幹線と接続し、利用者ニーズ等を踏まえ、適宜ダイヤや路線の見直しを実施し、利便性と安全性の向上に取り組んでいる。

#### 4) 系統の再編・見直しや増便によるサービス改善

##### ①ダイヤ見直し

・平成 25 年 9 月 30 日付けで、ぷらっとバスの路線及びダイヤの見直しを行い、市内大型スーパー敷地内への乗り入れや日向市駅東口における停車時間の延長など、安全性及び利便性の向上を図った。

・平成 27 年 10 月 1 日付けで、利用者や住民のニーズを踏まえ、南 1 コースにおいて山の田地区への路線延長、西 1 コースにおいて帰路も日向市文化交流センター付近を運行する路線に変更した。

・平成 29 年 4 月 3 日付けで、乗継時間の確保や遅延の解消を目的に、始発時間を 15 分拡大(前倒し)での運行を開始した。

・平成 30 年 10 月 1 日付けで、乗合バスとうごう、乗合バスなんぶにおいて回送を利用した増便や、午前と午後で別の路線を運行する等の利便性の向上を図った。

・平成 31 年 4 月 7 日より、ぷらっとバス、南部ぷらっとバスにおいて日祝運行を開始した。

・市民からの要望により、令和 4 年 3 月 14 日から令和 4 年 5 月 31 日の間南部ぷらっとバス路線において、新規バス停を経由する試験運行を実施。さらなる検証のため、試験運行を令和 4 年 9 月 30 日まで実施後、令和 4 年 10 月 1 日より本運行することとなった。

・南部ぷらっとバスについて、日向インターチェンジバス停については、高速バスが廃止となっており、利用者もいないことから、時間短縮を図る上でも経由しないこととした。

##### ②利用促進

・平成 29 年 2 月 1 日から、運転に不安を抱える高齢者の交通事故防止及び地域公共交通の利用促進を目的に、運転免許証返納者にコミュニティバス使用料を半額にする 2,000 円相当の割引券を交付する「日向市高齢者運転免許証自主返納支援事業」を開始した。

・市民の意見をもとに、バス停の移動や、ルート変更を随時行っている。

#### 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

運行委託料を含む運行経費から、運行収入及び国庫補助金を差し引いた差額分を日向市が負担することとしている。

#### 6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

日向市

#### 7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法

【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

※該当なし

#### 8. 別表 1 の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

#### 9. 別表 1 の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】

※該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項【 <u>地域間幹線系統のみ</u> 】
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性【 <u>外客来訪促進計画が策定されている場合のみ</u> 】
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【 <u>地域内フィーダー系統のみ</u> 】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。
13. 車両の取得に係る目的・必要性【 <u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・東1コース他5系統を運行しているバス車両は、耐用年数を超える9年が経過し、頻繁に修繕を繰り返していたことから、安全な輸送を確保するため、平成31年3月に小型車両を1台購入した。</li> <li>・西1コース他3系統を運行しているバス車両は、耐用年数を超える10年を経過し、頻繁に修繕を繰り返していたことから、安全な輸送を確保するため、令和2年3月に小型車両を購入した。</li> <li>・東郷地域の5系統を運行している乗合バスとうごうの車両は、購入から12年が経過し頻繁に修理を行っていたことから、安全な輸送を確保するために令和4年3月に車両を購入した。</li> <li>・<u>南部地区3系統を運行している乗合バスなんぶの車両は、購入から13年が経過していることから、安全な輸送を確保するために、車両の更新が必要であり令和5年1月に購入予定である。</u></li> </ul>
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果【 <u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
<p>(1) 事業の目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ぷらっとバス利用者数(令和4年10月から令和5年9月)について、現状を維持する。</li> <li>・乗合バスとうごう利用者数(令和4年10月から令和5年9月)について、現状を維持する。</li> </ul> <p>※目標(利用者数)については維持としているが、現況で新型コロナウイルス感染症の影響を受けており、今後も一定期間は利用客数の低迷が予想されることから、令和4年度上半期の実績をもとに算出している。</p> <p>(2) 事業の効果</p> <p>車両更新により、継続して安全な輸送が可能となり、修理費用の削減や、バス利用の気運醸成が図られる。</p>
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者【 <u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」を添付

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

**【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

20. 協議会の開催状況と主な議論

平成 23 年 6 月 27 日（第 1 回）	計画内容について承認	
平成 24 年 1 月 26 日（第 2 回）	計画内容について承認	乗合追加
平成 24 年 2 月 22 日（第 3 回）	計画内容について承認	運行ダイヤ・路線変更
平成 24 年 6 月 6 日（第 4 回）	計画内容について承認	20 分の 9 上限枠撤廃
平成 24 年 6 月 25 日（第 5 回）	計画内容について承認	
平成 25 年 6 月 14 日（第 6 回）	計画内容について承認	
平成 26 年 6 月 26 日（第 7 回）	計画内容について承認	
平成 27 年 6 月 24 日（第 8 回）	計画内容について承認	
平成 28 年 6 月 23 日（第 9 回）	計画内容について承認	
平成 29 年 7 月 14 日（第 10 回）	計画内容について承認	
平成 30 年 1 月 23 日（第 11 回）	計画内容について承認	
平成 30 年 6 月 22 日（第 12 回）	計画内容について承認	
令和 元年 6 月 26 日（第 13 回）	計画内容について承認	
令和 2 年 7 月 16 日（第 14 回）	計画内容について承認	
令和 3 年 1 月 21 日（第 15 回）	計画内容について承認	
令和 3 年 6 月 24 日（第 16 回）	計画内容について承認	
令和 4 年 2 月 18 日（第 17 回）	計画内容について承認	
<u>令和 4 年 5 月 25 日（第 18 回）</u>	<u>計画内容について承認</u>	

## 21. 利用者等の意見の反映状況

- ・平成 21 年度から、街なかのぷらっとバスが現形態での運行を開始。
- ・平成 25 年度には、利用者からの要望を踏まえ、市内の大型スーパー敷地内への乗り入れを行うための路線見直しを、平成 25 年 9 月 30 日付けで行った。
- ・平成 26 年度には、「既存路線バスとコミュニティバスとの乗り継ぎが不明瞭である」との利用者からの意見を受け、バス利用者の主な目的である通院について、路線バスと各市町村の運営するコミュニティバスとの乗り継ぎを分かりやすく図化した「広域バスマップ」を作成し、関係機関や沿線の病院において配付を行った。
- ・平成 28 年度には、路線バスとの乗継案内を市民バス時刻表に明記し、地域公共交通機関の利便性の向上を図った。
- ・平成 30 年度には乗合バスとうごうにおいては、利用者から週に 1 回の運行は少ない等の意見が上がっていたことから、地元区長等と協議を重ね、平成 30 年 10 月より回送を利用した増便や午前と午後で別の路線を運行し、利便性の向上を図った。また、ぷらっとバス及び南部ぷらっとバスについて、用者からの要望を受け、実証実験を行った結果一定の利用が見込まれたため、平成 31 年 4 月 7 日より日曜祝日運行を開始した。

平成 31 年度以降大きな変更はないが、随時利用者等の意見に基づく軽微なルート変更や停留所の移動等を行っている。

- ・市民からの要望により、令和 4 年 3 月 14 日から令和 4 年 5 月 31 日の間南部ぷらっとバス路線において、新規バス停を経由する試験運行を実施。さらなる検証のため、試験運行を令和 4 年 9 月 30 日まで実施後、令和 4 年 10 月 1 日より本運行することとなった。
- ・南部ぷらっとバスについて、日向インターチェンジバス停については、高速バスが廃止となっていることや、利用者もいないことから、時間短縮を図る上でも経由しないこととする。

## 22. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	宮崎県総合政策部総合交通課
関係市区町村	日向市総合政策部総合政策課
交通事業者・交通施設管理者等	宮崎交通(株)、宮崎県タクシー協会日向支部、宮崎県バス協会、宮崎県タクシー協会、宮崎交通(株)労働組合延岡支部日向分会、宮崎県日向土木事務所、日向警察署、日向市建設課
地方運輸局	九州運輸局宮崎運輸支局
その他協議会が必要と認める者	日向市区長公民館長連合会、日向市高齢者クラブ連合会、日向市障害者団体連絡協議会、大分大学経済学部教授

### 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 日向市本町 10 番 5 号

(所 属) 日向市総合政策部総合政策課

(氏 名) 矢野 高大

(電 話) 0982-52-2111 内線 2214

(e-mail) y-takahiro@hyugacity.jp

事業の目標

別紙1

○乗合バス型運行 年間乗車人員

(単位:人)

申請番号	運行系統名	H30.10 ~ R1.9実績	R1.10 ~ R2.9実績	R2.10 ~ R3.9実績	前年度 からの 増加率	目標 (維持)	R5目標 ※1	R6目標 (3ヶ年平均)	R7目標
1	東1コース(イオンタウン日向・櫛の山)	9,453	11,192	9,210	-17.7%	維持	8,398	9,952	R6に同じ
2	東2コース1(イオンタウン日向・水ヶ浦公園・幡浦)								
3	東2コース2(イオンタウン日向・幡浦)	6,556	7,574	6,135	-19.0%	維持	6,800	6,755	R6に同じ
4	西1コース(比良町・小原)								
5	西1コース2(本谷・新財市)	4,039	4,012	3,225	-19.6%	維持	2,892	3,759	R6に同じ
6	西2コース(本谷・新財市)	5,315	4,877	4,881	0.1%	維持	3,566	5,024	R6に同じ
7	南1コース(比良町・山の田・向洋台)	7,091	7,136	5,926	-17.0%	維持	5,882	6,718	R6に同じ
8	南2コース(長江団地入口・往還)	5,613	6,415	6,101	-4.9%	維持	6,208	6,043	R6に同じ
9	北1コース(花ヶ丘・日向台・亀崎)	3,929	3,454	3,188	-7.7%	維持	2,780	3,524	R6に同じ
10	北2コース(大王谷・梶木)	2,867	2,897	2,525	-12.8%	維持	2,310	2,763	R6に同じ
11	美々津日向市駅線コース1	1,120	1,356	1,651	21.8%	維持	1,406	1,376	R6に同じ
12	美々津日向市駅線コース2	23,097	21,335	17,995	-15.7%	維持	17,884	20,809	R6に同じ
14	美々津日向市駅線コース4								
13	美々津日向市駅線コース3	1,416	1,347	1,113	-17.4%	維持	1,366	1,292	R6に同じ
	合計	70,496	71,595	61,950	-13.5%		59,492	68,014	

○デマンド型運行 年間乗車人員

申請番号	運行系統名	H30.10 ~ R1.9実績	R1.10 ~ R2.9実績	R2.10 ~ R3.9実績	前年度 からの 増加率	目標	R5目標 ※1	R6目標 (3ヶ年平均)	R7目標
14	田野羽坂線	351	357	366	2.5%	維持	412	358	R6に同じ
15	仲深坪谷越表線	645	524	482	-8.0%	維持	540	550	R6に同じ
16	福瀬小野田線	1,133	1,152	1,204	4.5%	維持	1,264	1,163	R6に同じ
17	仲深坪谷線	634	471	502	6.6%	維持	496	536	R6に同じ
18	鶴野内迫野内八重原線	751	760	828	8.9%	維持	842	780	R6に同じ
19	寺迫庭田線	112	124	127	2.4%	維持	116	121	R6に同じ
20	飯谷田の原線	466	508	151	-70.3%	維持	98	375	R6に同じ
21	鶯毛粗木線	719	511	130	-74.6%	維持	198	453	R6に同じ
	合計	4,811	4,407	3,790	-14.0%		3,966	4,336	

※1 目標は維持としているが、新型コロナウイルス感染症による影響の改善までには一定期間を要する見込みであるため、令和4年度上半期の実績をもとに算出(上半期実績×2)している

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準0で 該当する 要件	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準2で該当 する要件 (別表7のみ)
日向市	日向市	(1) 東1コース	日向市駅東口	櫛の山	日向市駅東口	循環 10.6km .km	360日	1,668.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である宮崎交通のオンタケ日向～塚原線と日向市駅東口バス停にて接続	③
	日向市	(2) 東2コース1	日向市駅東口	水ヶ浦公園	日向市駅東口	循環 12.2km .km	360日	1,014.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である宮崎交通のオンタケ日向～塚原線と日向市駅東口バス停にて接続	③
	日向市	(3) 東2コース2	日向市駅東口	幡浦	日向市駅東口	循環 8.2km .km	360日	654.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である宮崎交通のオンタケ日向～塚原線と日向市駅東口バス停にて接続	③
	日向市	(4) 西1コース	日向市駅東口	小原	日向市駅東口	循環 15.3km .km	360日	1,014.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である宮崎交通のオンタケ日向～塚原線と日向市駅東口バス停にて接続	③
	日向市	(5) 西1コース2	日向市駅東口	奥野	日向市駅東口	循環 12.3km .km	360日	654.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である宮崎交通のオンタケ日向～塚原線と日向市駅東口バス停にて接続	③
	日向市	(6) 西2コース	日向市駅東口	本谷	日向市駅東口	循環 13.5km .km	360日	1,668.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である宮崎交通のオンタケ日向～塚原線と日向市駅東口バス停にて接続	③
	日向市	(7) 南1コース	日向市駅東口	山の田	日向市駅東口	循環 15.km .km	360日	1,668.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である宮崎交通のオンタケ日向～塚原線と日向市駅東口バス停にて接続	③
	日向市	(8) 南2コース	日向市駅東口	往還	日向市駅東口	循環 10.km .km	360日	1,668.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である宮崎交通のオンタケ日向～塚原線と日向市駅東口バス停にて接続	③
	日向市	(9) 北1コース	日向市駅東口	亀崎	日向市駅東口	循環 8.7km .km	360日	1,668.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である宮崎交通のオンタケ日向～塚原線と日向市駅東口バス停にて接続	③
	日向市	(10) 北2コース	日向市駅東口	梶木	日向市駅東口	循環 11.km .km	360日	1,668.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である宮崎交通のオンタケ日向～塚原線と日向市駅東口バス停にて接続	③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準口で 該当する 要件	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準二で該当 する要件 (別表7のみ)
日向市	日向市	(11) 美々津日向市駅線コース1	美々津駅入口	幸脇・財光寺	日向市駅東口	往復 22.7km .km	294日	147.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である宮崎交通のイオンタウン日向～塚原線と日向市駅東口バス停にて接続	③
	日向市	(12) 美々津日向市駅線コース2	日向市駅東口	財光寺・美々津	日向市駅東口	循環 42.5km .km	360日	654.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である宮崎交通のイオンタウン日向～塚原線と日向市駅東口バス停にて接続	③
	日向市	(13) 美々津日向市駅線コース3	日向市駅東口	財光寺・美々津	落鹿	往復 22.8km .km	294日	147.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である宮崎交通のイオンタウン日向～塚原線と日向市駅東口バス停にて接続	③
	日向市	(14) 美々津日向市駅線コース4	日向市駅東口	財光寺・飯谷・美々津	日向市駅東口	循環 50.5km .km	360日	1,080.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である宮崎交通のイオンタウン日向～塚原線と日向市駅東口バス停にて接続	③
	日向市	(15) 田野羽坂線		東郷町		.km .km	92日	194.0回		区域	①	補助対象地域間幹線系統である宮崎交通のイオンタウン日向～塚原線と道の駅とうごうバス停にて接続	③
	日向市	(16) 仲深坪谷越表線		東郷町		.km .km	100日	204.0回		区域	①	補助対象地域間幹線系統である宮崎交通のイオンタウン日向～塚原線と道の駅とうごうバス停にて接続	③
	日向市	(17) 福瀬小野田線		東郷町		.km .km	94日	194.0回		区域	①	補助対象地域間幹線系統である宮崎交通のイオンタウン日向～塚原線と道の駅とうごうバス停にて接続	③
	日向市	(18) 仲深坪谷線		東郷町		.km .km	96日	192.0回		区域	①	補助対象地域間幹線系統である宮崎交通のイオンタウン日向～塚原線と道の駅とうごうバス停にて接続	③
	日向市	(19) 鶴野内迫野内八重原線		東郷町		.km .km	98日	200.0回		区域	①	補助対象地域間幹線系統である宮崎交通のイオンタウン日向～塚原線と道の駅とうごうバス停にて接続	③
	日向市	(20) 寺迫庭田線		寺迫		.km .km	48日	101.0回		区域	②(1)	JR九州の日豊本線と美々津駅にて接続	③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準口で 該当する 要件	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準にて該 当する要件 (別表7のみ)
日向市	日向市	(21) 飯谷田の原線		美々津		.km .km	24日	52.0回		区域	②(2)	JR九州の日豊本線と南日向駅にて接 続	③
	日向市	(22) 鵜毛榎木線		平岩		.km .km	46日	118.0回		区域	②(2)	JR九州の日豊本線と南日向駅にて接 続	③
		(23)				.km .km	日	.0回		路線定期		にて接続	
		(24)				.km .km	日	.0回		路線定期		にて接続	
		(25)				.km .km	日	.0回		路線定期		にて接続	
		(26)				.km .km	日	.0回		路線定期		にて接続	
		(27)				.km .km	日	.0回		路線定期		にて接続	
		(28)				.km .km	日	.0回		路線定期		にて接続	
		(29)				.km .km	日	.0回		路線定期		にて接続	
		(30)				.km .km	日	.0回		路線定期		にて接続	

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	日向市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	19,867
交通不便地域	3,653

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
3,391	東郷町	過疎法
141	粕木地区	局長指定
121	鵜毛地区	局長指定

地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度

(※参考)

対象人口	算定式	国庫補助上限額

(※) 省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。なお、記載する場合の適用算定式においては直近の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の通知の算定式を用いること。

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。  
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ロ②(1))に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7(ロ②(2)(実施要領の2.(1)⑭))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図  
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

表6 車両の取得計画の概要(地域内フィーダー系統)

市区町村	バス事業者等名	申請 番号	運行の用に供する 補助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別			乗車 定員	購入年月	再編 特例 措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ				
日向市	日向市	1	(1) 東1コース 他 5 系統	小型車両			23	H31.2		一括
	日向市	2	(4) 西1コース 他 3 系統	小型車両			19	R2.3		一括
	日向市	3	(14) 田野羽坂線 他 4 系統	小型車両			14	R4.3		一括
	日向市	4	(19) 寺迫庭田線 他 2 系統	小型車両			10	R5.1		一括

(注)

1. 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型又は小型車両の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載する。
4. 「購入年月」については、初年度については購入予定年月を記載すること。
5. 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。